

平成24年(行ウ)第6号

原告 宮部 慎太郎
被告 鳥取 市

証拠意見書

平成25年5月2日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中

原告 宮部 慎太郎

被告証拠意見書(1)に対し、次のとおり釈明する。

1 証拠調べの必要性について

本件では原告は平成23年7月20日以降に下味野地区において行われた同和対策固定資産税・都市計画税減免(同和減免)が違法であることの確認を求めているが、そもそも下味野地区で同和減免が行われた証拠が提出されていない。もし下味野地区で同和減免が行われた事実がなければ、原告の請求は無意味であり、次回で既に4回目となる口頭弁論は無意味となるので、速やかに下味野地区で同和減免が行われた証拠が示される必要がある。

その上で、対象区域が旧赤池集落の区域と事実上一致することが証明されれば、下味野地区の同和減免は旧穢多地に対する租税の減免の蒸し返しであるので、明治4年8月28日付太政官布告に反し違法である証拠となる。

2 文書提出命令申立書の訂正

文書提出義務の原因について「民事訴訟法第220条第3号、第4号」としたのは、「民事訴訟法第220条第2号、第4号」の誤りであるから訂正する。

3 文書提出義務の原因(民事訴訟法第220条第2号関係)

同和減免の対象区域が分からなければ、自分の所有する固定資産が同和減免の対象となるかどうか分からないので、下味野地区の同和減免の対象区域を記した文書は、特に下味野に住所地を置く原告であれば、租税法律主義の目的を達成するために、当然に原告に対して閲覧を求めることができる文書である。

4 書証の申出を文書提出命令申立によってする必要性について

下味野地区の同和減免の対象区域を記した文書は原告が知る限り被告しか持っておらず、さらに原告らによる情報公開請求・個人情報開示請求に対して被告が存否応答拒否しており、原告が被告に対し存否応答拒否の取消を求めた別訴（平成24年（行ウ）第3号）において原告の請求が棄却されているため、書証の申出を文書提出命令申立によってする以外に方法がない。